

別表第1（第2条関係）

建 築 物	範 囲
<p>1 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設の建築物</p>	<p>公園の敷地面積の 100分の10</p>
<p>2 前項の休養施設又は教養施設である建築物のうち、次の各号のいずれかに該当する建築物</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物</p> <p>(2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物</p> <p>(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物</p>	<p>公園の敷地面積の 100分の20</p>
<p>3 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるもの</p>	<p>公園の敷地面積の 100分の10</p>
<p>4 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、第1項から第3項までに規定する建築物を除く。）</p>	<p>公園の敷地面積の 100分の2</p>